

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

鳥取県地方労働委員会労働者委員等の候補者
推薦要領

肥料の登録の失効

健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険医等の登録

種畜検査の実施

旅行あつ旋業を営む者の登録の有効期間の更

新

土地改良事業計画書等の縦覧

道路区域の変更

◇公告

クリーニング師試験の合格者

告 示

鳥取県告示第五百十九号

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）

第二十一条第一項に規定する候補の推薦に關し、第十八
期鳥取県地方労働委員会労働者使用者委員候補者推薦要領を次
のとおり定める。

昭和三十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十八期鳥取県地方労働委員会労働者委員
候補者推薦要領

候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

イ 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、
鳥取県の区域のみに組織を有し、労働組合法（昭和
二十四年法律第七十四号）の規定に適合する労働
組合であること。

ロ 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、
鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取扱
うことを主な目的としているか又は業務の主要な部
分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組
合法第十九条第八項の欠格条項に該当しない者である
こと。

三、推薦手続

(一) 労働組合は、推薦書別記(一)に次の書類を添えて、
所定の期間内に所轄労政事務所を経由して知事に提
出すること。

- イ 労働組合資格審査申請書 (別記(一))
- ロ 組合規約
- ハ 労働協約
- ニ その他資格立証に必要とする資料
- 1 役員名簿
- 2 経理状況
- 3 従業員数及び組合員数 (男、女別)
- 4 組合事務所の借上状況
- 5 福利厚生援助状況

(現在立証のため労働委員会に手続中のものな
労働組合資格審査申請書に付記すること。)

(二) 使用者団体は、推薦書を所定の期間内に所轄労政
事務所を経由して知事に提出すること。

四、推薦することができる候補者の数
別に制限はないが、二人以上の場合は、順位を付する
こと。

五、推薦の期間

昭和三十八年十月 一日から
昭和三十八年十月三十一日まで

別記(一)

鳥取県知事 石破二郎殿
所在地
労働組合名又は使
用者団体の名称
推 薦 書

労働組合法施行令 (昭和24年政令第231号) 第2
1条第1項の規定により鳥取県地方労働委員会の労働者
(使用者) 委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年 月日	現住所	労働者所属組合 名及び地位 労働者所属組合 名及び地位	労働者 所属地位 労働者 所属地位	経歴	備考

(注) 経歴欄には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等
をできるだけ詳細に記入すること。

別記(一)

労働組合資格審査申請書

鳥取県地方労働委員会

会長 下田三子夫殿

所在地

労働組合名及
び代表者氏名

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に
参加したいので、労働組合法 (昭和24年法律第174

- 号) 第5条第1項の規定により資格を審査していただく
よう次の書類を添えて申請します。
- 1 労働組合同約
 - 2 労働協約
 - 3 その他

鳥取県告示第5百二十号

肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十四
条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同
法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量	生産業者の住所 及氏名
鳥取県 第三二四号	鹿野麦尿素 複合肥料	窒素全量全量全量 10.0 11.0 10.0	鳥取県鹿野町 鹿野町農協同組合 安富 蒼頭

鳥取県告示第五百二十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二朗

氏名住所 登録の登録年月日

徳原 正洋 日野郡溝口町 鳥医 昭和三十八年九月二十一日

鳥取県告示第五百二十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二朗

氏名住所 登録の登録年月日

山本 正二 鳥取市正蓮寺町 鳥医 昭和三十八年九月十四日

東伯郡三朝町山

江沢 英光 岡山大学医学部 鳥医 昭和三十八年九月十七日

田三七 附属病院三朝分院内

鳥取県告示第五百二十三号

家畜改良増殖法(昭和二九年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定による検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二朗

第 一 次	期 日	検 査 場 所	家畜の種類
十月十一日 午前九時から	十月十四日 午前九時から	米子市勝田町	和牛
〃 十二日 〃	〃 十五日 〃	日野郡日野町根雨	〃
〃 十四日 〃	〃 十七日 〃	倉吉市八屋	〃
〃 十五日 〃	〃 十八日 〃	八頭郡船岡町	〃
〃 十六日 〃	〃 十九日 〃	気高郡気高町浜村	〃

鳥取県告示第五百二十四号

旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の三及び旅行あつ、旋業法施行令(昭和二十七年政令第四百十六号)第三条の規定に基づき、次のとおり旅行あつ、旋業を営む者の登録の有効期間の更新の登録をしたので、同法第六条の三第二項において準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二朗

登録番号 更新登録年月日 名称及び商号 営業所の所在地 代表者名

三号 昭和三十八年八月二十六日 株式会社日ノ丸総本社 鳥取市今町二丁目一五三番地 米原 穰

鳥取県告示第五百二十五号

昭和三十八年八月八日付けで北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(暗渠排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写を縦覧に供する。

昭和三十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二郎

一 縦覧期間

昭和三十八年十月四日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡北条町大字弓原 北条川土地改良区事務所

三 異議の申立

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び日本道路公団大阪支社大山道路工事事務所において、この告示の日から六月間一般の縦覧に供する。

昭和三十八年十月一日

鳥取県知事 石 破 二郎

道路の種類別	路線名	区	間	区分	敷地の巾員	延長	備考
県道	米子大山線	鳥取県西伯郡伯仙町尾高字南屋敷一七三三番地先	から	旧	四・一〇八・三八、一四三・七七		
		同 県同 郡大山町赤松字門野五六四番地の一一地先まで		新	六四・六一三・七、一三三・九・七七		
		鳥取県西伯郡大山町赤松字門野五六四番地の一一地先から		旧	四・一一八・三四、八五五・〇		
		同 県同 郡同町大山字博労座四五番地の二地先	まで	新	九四・五〇三・六、〇四、八五五・〇		

公 告

昭和38年9月16日に実施したクリーニング師試験の合格者は、次のとおりである。

昭和38年10月1日

鳥取県知事 石 破 二郎

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	山本 昌 隆	2	明石 節子
3	川上 隆夫	4	松本千代子
6	石川 清英	9	木代 英隆
10	前田 敦子	12	浜田 元枝

13	角 光男	14	白石 房子
15	長尾 健二	17	上林 嘉広
18	梅谷 勝	19	森 一雄
20	桑田 武光	21	高橋 昭夫
22	森本 勝美	25	横山 邦男
29	山本 照子	30	伊佐田克己

以上20名